

議案第 68 号

前橋市固定資産評価審査委員会条例の改正について

令和 2 年 6 月 11 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

前橋市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年前橋市条例第 309 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。